

岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間延長要領

制 定 平成25年1月15日

最終改正 令和8年3月24日

(目的)

第1 岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱(平成25年岡山県告示第10号。以下「延長措置要綱」という。)に基づき、融資期間の延長に係る円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(延長期間)

第2 延長措置要綱第3条に規定する融資期間の延長は、延長後の融資期間及び据置期間について、延長措置要綱第2条に掲げる要綱に定める融資期間に5年、据置期間に2年を加えた期間を限度として行うものとする。

(延長申込)

第3 延長措置要綱第3条第4号に規定する「前3号に準ずるものとして知事が必要と認めるもの」とは次のものをいう。

(1) 岡山県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が金融機関、支援機関等と共同で運営している中小企業支援ネットワーク会議に設置されている経営サポート会議において関係機関全ての合意を得ている計画に基づき融資期間を延長するもの。

(2) 延長措置要綱第3条第1号、第2号又は第3号に掲げる計画と同等以上の内容を有すると知事が認めた計画に基づき融資期間を延長するものであって、かつ、関係機関全ての合意を得ているもの。

(3) 自然災害等の影響や取引関係の急激な変化等により延長措置要綱第3条第1号、第2号又は第3号に掲げる計画を作成するいとまがないと知事が認めたものであって、かつ、関係機関全ての合意を得て延長を行うもの。(延長から1年以内に計画が作成される見込みのものに限る。)

2 保証協会が、前項第2号又は第3号に基づき融資期間の延長を行おうとする場合は、あらかじめ別紙様式第1号により経営支援課長に協議し承認を受けなければならない。

第4 延長措置要綱第4条の規定による延長計画書の様式は、様式第2号に定めるところによる。

(延長実績報告)

第5 延長措置要綱第6条の規定による延長実績報告書の様式は、様式第3号及び第4号に定めるところによる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年1月15日から施行する。

附 則(平成26年3月28日改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月15日改正）

この要領は、令和4年4月15日から施行する。

附 則（令和8年3月24日改正）

この要領は、令和8年3月24日から施行する。

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県信用保証協会会長

延 長 協 議 書

当協会が保証を行っている次の先について、岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱（平成25年岡山県告示第10号。以下「要綱」という。）第3条第4号の規定に基づき融資期間の延長を行いたいので、協議します。

記

（単位：円）

融資制度名 金融機関名	融資先企業名 所在地	融資実行年月日	延長予定年月日	延長対象と認める理由（①・②いずれかに○）
		融資金額	融資残高	
		延長前償還期日	延長後償還期日	
				①同等以上の内容を有する計画 ・ ②自然災害や取引関係の変化等

（注）経営改善計画の写し、関係機関の合意が確認できる書類等を添付すること。

※計画を作成するいとまがない場合の理由等

計画作成のいとまがない理由	
計画作成方法及び作成予定時期	

岡山県信用保証協会会長 殿

延長計画書

企業名 _____

岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱（平成25年岡山県告示第10号。以下「要綱」という。）に基づき申し込む融資期間の延長の内容は次のとおりです。

記

（単位：円）

金融機関名	融資制度名	融資実行年月日	融 資 残 高	現行の償還期日
		融 資 金 額		希望する償還期日
延長の根拠となる計画内容（要綱第3条関係）				

（注1）融資残高は、申込時点のものを記入すること。

（注2）根拠となる計画書の写しを添付すること。

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県信用保証協会会長

延長実績報告書

岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱（平成25年岡山県告示第10号。以下「要綱」という。）に基づき次のとおり融資期間の延長を行ったので、要綱第6条の規定により報告します。

記

（単位：円）

融資制度名 金融機関名	融資先企業名 所在地	融資実行年月日	延長決定年月日	延長する根拠
		融資金額	融資残高	
		延長前償還期日	延長後償還期日	

（注1）融資残高は、延長決定時点のものを記入すること。

（注2）延長する根拠は、要綱第3条に掲げる延長事由に基づき具体的に記入すること。

岡山県知事 伊原 隆太 殿

岡山県信用保証協会会長

融資期間延長状況報告書

令和 年 月末における岡山県中小企業者等向け融資制度に基づく融資資金の融資期間の延長に関する要綱（平成25年岡山県告示第10号）に基づく延長状況は次のとおりです。

融資制度名	前月までの累計		当月実績		当月末累計	
	件数	融資残高	件数	融資残高	件数	融資残高